

令和6年度空き家対策の取組成果 及び令和7年度新規事業について

1 令和6年度の主な取組成果

(1) 空家の把握軒数の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (2月末)
苦情がある空き家軒数 (※1)	155	181	183
	4,590戸/38,410戸(11.9%) R5年総務省住宅・土地統計調査		
特定空家等軒数	84	92	94
空き家所有者等指導助言の実施件数 (※2)	56	58	45

(※1) 上段：苦情等によりこれまで市環境課が把握し、その後、改善されない空き家数

下段：統計調査上の空き家数

(※2) 空家に対する指導件数

(2) 総合的な空き家対策の取組成果

空き家対策の主な成果指標として、空き家の利活用や解体等の相談が573件あり、令和3年度の30件から約19倍となった。

また、空き家バンクや除却のほか、商店街新規出店等への空き家活用を含めた流通促進に取り組み、空き家の流通件数は105件となり、令和3年度の21件から約5倍となった。

さらに、空き家・空き地バンクの登録物件の掘り起こしに取り組み、同バンクを通じた空き家の成約件数は35件となり、令和3年度の15件から約2倍となった。

【参考】成果指標（令和7年2月末時点）

空き家相談件数 573件（昨年度計624件）

空き家流通件数 105件（昨年度計116件）※

（※内訳）①空き家バンク登録件数 81件（昨年度計101件）

②特定空家解体補助 17件（昨年度計10件）

③商店街新規出店（+交流拠点補助） 7件（昨年度計3件）

④移住促進住宅への活用 0件（昨年度計2件）

空き家成約件数 35件（昨年度計39件）

2 令和7年度新規事業

○三条市の空き家対策推進に係る実施体制の見直し

(1) 課題

- ア 特命空き家仕事人は、地域活性化起業人としての任期が令和6年度末で満了
- イ R7年度以降の空き家対策でも、民間の不動産、建築等のスキルを活用した安定的な流通促進が必要
- ウ 除却の促進、所有者不明土地や相続登記義務化に対応した予防啓発など専門知識を要する更なる対応が必要

(2) 課題の解決方法

ア 燕三条空き家活用プロジェクト（空家等管理活用支援法人）等への空家対策業務の委託

- ・ 空き家相談窓口や空き家・空き地バンクの運営、セミナー・イベントの企画運営、解体費補助金の事前調査等を委託
- ・ 空き家を活用した移住促進、空き家流通促進に係る新規企画、その他業務支援を委託

イ 新たな地域活性化起業人の起用

- ・ 除却の促進、所有者不明土地や相続登記義務化に対応した予防啓発など専門知識を有する民間人材を発掘

ウ 地域おこし協力隊・集落支援員の起用

- ・ 引き続き（一社）燕三条空き家活用プロジェクトに活動支援業務を委託
- ・ 空き家管理のモデルとなる自治会の選定を支援し、空き家マップの管理、流通促進の体制構築につなげる。
（三条・栄地域：地域おこし協力隊 下田地域：集落支援員）

エ 市の空家対策業務の一本化

- ・ 二課（環境課・地域経営課）にまたがっていた空家対策業務を環境課に一本化

